



広報

おみいた

No.296

2023.2



新しい遊具を紹介します！

上板町ファミリースポーツ公園に新しい遊具が仲間入りしました。
2歳から4歳小さいお子さん向けのとてもかわいい遊具です。
ぜひ遊びに来てください。

表彰	2～3
議会だより	6～11
申告納税相談のご案内	12
保健師からのお知らせ	14～16

町長表彰式挙行される

1月18日、町長表彰式が行われました。
各分野で活躍され、その功績により表彰状を受けられたのは、次の方々です。

(敬称略)

◆ 防犯意識の向上と青少年の健全育成に貢献

堂 本 家 正

◆ 地方自治行政の適正な執行と発展に貢献

日 下 和 芳

◆ 社会福祉の向上に貢献

礎 良 博
早 渕 しのぶ

◆ 石垣市とのゆかりのまち提携20周年記念碑制作

松 永 勉

◆ 多数の新型コロナウイルス感染症予防物品寄付

喜多機械産業株式会社



障がい者の集い

県民大会

名誉大会長

知事表彰

富 弘 生 氏



令和4年12月10日付けで、障がい者の集い県民大会に於いて、名誉大会長徳島県知事表彰を受けられました。

氏は、上板町身体障がい者会員として長年にわたり障がい者の福祉向上に多大な貢献をされ、今回の栄えある受賞となりました。氏の長年にわたる功績を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

● お問い合わせ ●

上板町役場 民生児童課

☎ 088-694-6811

消防表彰

徳島県知事表彰



上板町消防団 本団 副団長

菊地 将 徳

消防団員として永きにわたり地域に貢献した功績が認められ栄誉ある徳島県知事表彰を授かりました。



板野西部消防組合消防本部 消防司令補

矢藤 裕 二

消防吏員として永きにわたり地域に貢献した功績が認められ栄誉ある徳島県知事表彰を授かりました。

徳島県消防協会長表彰

功績章

本 団 副 団 長 植 田 昌 和

精績章

第三分団 分 団 長 東 條 如 人

徳島板野警察署長感謝状

第一分団 団 員 佐 藤 直 弘
第三分団 副分団長 松 村 優 介
第四分団 団 員 西 崎 崇 史

板野地方分会会長表彰

第一分団 団 員 木 下 竜 也
第二分団 班 長 武 知 聖 也
第三分団 団 員 大 野 慎 也
第四分団 団 員 松 本 勝 也
第五分団 団 員 吉 住 優
第六分団 団 員 澤 野 健 二

上板町長表彰並びに感謝状

町長表彰

第一分団 団 員 角 瀬 颯 汰
第二分団 団 員 岡 田 翔
第三分団 団 員 空 保 幸 輝
第四分団 団 員 大 平 宗 礼
第五分団 団 員 吉 岡 恭 兵

内助の功感謝状

湊 佳 余 様

上板町消防団長表彰

第二分団 団 員 切 原 将 希
第三分団 団 員 三 橋 章 永
第四分団 団 員 大 久 保 信 弥
第五分団 団 員 増 本 悠 樹

令和5年1月14日に上板町中央公民館大会
議室にて表彰伝達式を行いました。

上板町消防団では、消防団員を募集しています。

● お問い合わせ 上板町役場 企画防災課

☎ 088-694-6824



上板くらし応援商品券



新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるエネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する上板町民の皆様の生活を応援するため、上板町内の店舗等で使用可能な「上板くらし応援商品券」（1人あたり3,500円）を配布しております。

令和5年2月28日を過ぎると使えなくなるんじゃ！

配付対象者

令和4年11月1日において、町の住民基本台帳に登録されている人

※登録された住所が生活の本拠でないときは、配付対象者に含まれない場合があります。

※居住の状況により、申し出等が必要になる場合があります。

※基準日において町の住民基本台帳に登録されており、かつ、引き続き住民登録がされている母親から出生し、令和5年2月28日までに町の住民基本台帳に登録された新生児については配付対象者に含まれます。



上記の配布対象者に該当する方で、まだお手元に商品券が届いていない場合は、上板町役場 企画防災課までお問い合わせください。

使用有効期限は令和5年2月28日までとなっております。

期限を過ぎた場合は使用できませんのでご注意ください。

使用可能店舗等一覧

- 愛犬美容室ドックノーズ
- アキシマ自動車
- (有)麻名自動車
- 浅野自動車
- 祈りの仏具店 徳島店
- 植田畳店
- エステティックサロン ちあふる。
- エフメイト
- 大西商店
- 岡萬本舗 北本店
- お好焼 丸金
- 海鮮祭り
- (有)加島でんき
- cafe apron (カフェ エプロン)
- 上板農産市 春夏秋冬
- 亀井製麺所
- カラオケ喫茶 さち
- カレーハウスCoCo壱番屋 徳島上板店
- 河野ストア
- (有)木内金物店

- 喫茶あずみ野
- 桑原金物(株)
- コメリ ハードアンドグリーン 上板店
- (有)こんどう
- 斉藤食堂
- 三玄
- ザ・ビッグ 上板店
- 新洗蔵 ザ・ビッグ上板店
- セブン-イレブン 上板町神宅店
- セルフうどん だいせん食堂
- セルフドライママ 上板営業所(竹内商店)
- 総合衣料まえさか
- (有)高志硝子建材
- 武市建材店(有)
- 中華そば 和楽や
- 中古車屋 なめとんか
- つくらふと (株)藤井製材所内
- 手羽先からあげ もん助
- ディスカウントドラッグ コスモス 上板店
- 東條自動車整備工場
- (有)富永石油
- 日新酒類(株) 上板本社 エントランス

- 野口商店
- 平井書店
- 美容室 ア・センブル
- ファッションライフ まつたに
- ファミリーショップ なとう 上板店
- ふくおか理容所
- ヘアメイクパッシュ h×m Posh
- ヘアーワーク・サトウ
- 宝石時計 池田 上板店
- ホンダカーズ板野西 上板店
- 本那米穀店
- (株)マスタ
- (有)松島タクシー
- ミネ美容室
- 民宿寿食堂
- (有)村上守男結納店
- 森電気商会
- (有)大和商店
- リカオー 上板店
- (有)レストラン際
- 技の館 ワザカフェ
- 渡部印刷所

※店舗名は50音順で並んでおります。

上記の使用可能店舗等一覧は令和5年1月20日現在のもので、新たに登録された店舗等がある場合は、上板町ホームページの一覧にて随時追加しております。



取扱店舗等随時募集

● お問い合わせ ●
上板町商工会 ☎088-694-5259

対象と ならない もの

- 現金との交換、金融機関への預け入れ
- 有価証券、他の商品券、金券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- 電気・ガス・水道・電話・受診料等公共料金
- たばこ
- 債務の支払い
- 税金・保険料などの支払い 等

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

上板町定住促進「住宅取得応援助成金」

令和4年度分の申請期日が近づいています!!



一戸建て住宅に住み始めたけど固定資産税が高いなあ。

上板町には最大5年間固定資産額に相当する額を助成してくれる制度があるんですよ。



どんな人が対象になるの？

平成30年4月1日から令和5年3月31日の間に、移住又は定住のために上板町内の一戸建てに居住を開始された方が対象です。詳しくはチャートをご覧ください。



※5年間助成を受けたい場合は毎年度申請が必要です。

※申請に必要な書類については上板町ホームページ又は企画防災課までご連絡ください。

移住又は定住から助成金交付までのおおまかな流れ

平成30年4月1日～令和5年3月31日の間に移住又は定住のために、上板町内の新築又は中古の一戸建て住宅（店舗等との併用住宅も含む）に居住を開始

移住又は定住開始後、最初に到来する
住宅分の固定資産税賦課期日後の7月以降
住宅及び土地の固定資産税納付

固定資産税納付後
助成金の交付申請 ※7月～3月15日までの間

交付申請書等の審査
※審査の結果助成金の交付が受けられない場合もあります。

交付（決定・却下）通知書の送付（請求書同封）

請求書の提出
助成金振込※口座振り込み

さらに！本年度結婚した新婚世帯はこちらの支援事業も申請できます！

上板町結婚新生活支援事業

上板町で新婚生活を送られる世帯を応援するために、生活にかかる居住費、引越し費用、リフォーム費用等を補助します！

最大**60万円**補助します！
(29歳以下の場合)

※30歳～39歳以下は最大30万円
予算内で補助します。

※補助金は一時所得として課税対象になることがあります。

住宅購入費

リフォーム費

家賃・敷金・礼金・共益費 (駐車場代は対象外)

引越し費用 (引越し業者が行うもの)

対象者

- ☐ 令和4年度中に結婚した新婚世帯
(R4.4.1～R5.3.31までに婚姻届けを提出した世帯)
- ☐ 婚姻時夫婦共に39歳以下
- ☐ 世帯所得400万円未満(世帯合算)
- ☐ 町税等の滞納が無い
- ☐ 5年以上継続して上板町内で居住する意思がある

※申請される場合は必ず事前にお問い合わせください

申請時に用意いただくもの

- ☐ 婚姻がわかるもの(受理証明書、戸籍全部事項証明書)
 - ☐ 住民票(写し)
 - ☐ 所得がわかるもの(納税通知書、所得証明書等)
 - ☐ 住宅の売買契約書、領収書
 - ☐ 賃貸借契約書、領収書
 - ☐ 引越し費用に係る契約書、領収書
 - ☐ リフォームに係る契約書、領収書
- 等

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

議会だより

上板町議会

令和4年第4回定例会は、12月6日に開会され、12月9日に閉会いたしました。町政全般にわたる一般質問は9名の議員が行い、概要は次のとおりです。



安田孝子 副議長

質問1

国において創設された「地域おこし協力隊」による移住、交流の推進について

①都市から地方への新たな流れを創出するための地域おこし協力隊員の本市での人数と活動拠点について

答 井 長濱産業課長

地域の活力を維持する目的で本市に定住定着をめざし平成24年度より実施、これまで合計15人着任、また活動拠点は技の館を中心に、藍栽培、すくも製造、藍染体験指導、観光振興業務などに携わっている。

②協力隊員任期終了後の町内及び町外の居住者数、職業等について

答 井 長濱産業課長

協力隊員離任後の居住者数は、2名が町内に定住し、学んだ技術を活かし起業し、町外定住者1名は本町で藍に関する起業家として活動している。

③協力隊員が、町内の活性化を図り定住していただくための今後の課題について

答 井 長濱産業課長

隊員の離任後の活動拠点と起業への準備の意思等の確認が不十分であった。今後は、本町で一人でも多くの隊員に定住していただくように努める。

④特産品の振興、加工開発等の支援による起業家をめざすための条件整備が必要だがこのことについて

答 井 長濱産業課長

協力隊員をはじめ、町内で起業をめざす方に対し、支援整備に努める。

質問2

高齢者の健康促進対策について

①コロナ禍での高齢者のフレイル「虚

弱」傾向の方が増えていると思うが、本町の地域包括支援センター事業の状況は

答 井 廣野健康推進課長

総合相談をはじめ各種事業において増加し、特に要支援1、2に認定される方が増えている。このことを踏まえ包括支援センターと連携を図り高齢者の「かよい」の場を町内で広め、心と体の健康づくりを図る。

②今後は、75歳以上の方が増える。今般フレイルサポーターの養成をしたが、この方々の活動の場づくりと高齢者の筋力づくり用いる器具の購入について

答 井 廣野健康推進課長

フレイルサポーターの活動を積極的に支援するとともに、筋力を高めるために必要なアンクルリストウエイトの器具については社会福祉協議会と協議し購入に努め高齢者がいきいき暮らせるようにフレイル予防に取り組む。

質問3

マイナンバーカードの取得率の向上

①マイナンバーカードの取得率は、県平均に比べ低くなっている。今後の取得率向上に向けての対応は

答 井 乾住民人権課長

取得率の向上を図るため、広報誌の活用、休日交付の開設、関係機関との連携により取得率の向上に努める。

②本年度末のマイナンバーカードの取得率の目標は、何パーセントをめざしているか

答 井 乾住民人権課長

今後においても、休日交付の開設、関係機関との連携により、県平均を上回るよう努力する。



富永志郎 議員

質問1

通学路の安全対策について

①町内に於いて、野生動物（犬、猿、イノシシ）や車の増加により、子ども達の通学の安全が脅かされているが、町としてどのように把握し、今後どのように対策するのか

答 井 坂東教育委員会事務局長

子ども達の安全が最優先となるので、担当関係機関と連携を取りながら、適切に対応したいと考えている。野生動物の目撃情報があった場合は、影響のある学区内の学校にて、野生動物の情報共有を直ちに行なっている。学校では野生動物に対する児童生徒への注意喚起を行い、送迎に影響する場合は、保護者へのメール等による一斉通知など、対応は可能となっている。

質問2

大災害に備えた避難訓練の定期開催について

①去る令和4年11月3日に挙行された防災フェスタや国交省主催の避難場所の確認のイベントを通じ、住民に

周知徹底する機会を、定期的に行うべきと思われるが、今後この様に取組んで行くのか。又、当日の参加人数と改善点があれば教えてほしい

答 弁 吉田企画防災課長

今年度3年ぶりに、見て学んで体験する「かみいた防災フェスタ2022」を開催した。

参加人数は、約9000人。今後のイベントに繋げて行くための改善点は、各ブースの紹介方法や配置の見直し、駐車場の確保、スタッフ間での情報共有の徹底がある。改善にあたり参加者からアンケートも取っており、大学と連携して結果を集約し、今後のイベントに繋げていきたいと考えている。

又、コラボイベントとして、指定緊急避難場所の周知徹底を図ることを目的とした「指定緊急避難場所周知徹底キャンペーン」を県内で初めて本町で開催した。こちらの参加人数は約500人。このキャンペーンの改善点は、指定緊急避難場所についての災害の種別を洪水、地震などの指定をしているので、詳しく周知ができれば良かったと言った点が、改善点である。

質問3

耕作放棄地や空き家内の雑木について

①高齢化や後継者不足により年々増え続けている耕作放棄地や空き家内の道路にはみ出している雑木について、それらの追跡調査や指導について、どのようにしているのか

答 弁 長濱産業課長

耕作放棄地の調査及び追跡は毎年一

回農地パトロールを実施し、町内に雑草や雑木が隣地や道路への、妨げとなっている農地を発見した場合や、職員が発見した場合には、農業委員会から、文書又は口頭による、改善指導を行っている。

答 弁 佐藤建設課長

道路にはみ出している雑木等については、現地を確認後、通行に支障をきたす場合には、現況写真を添付して、所有者の方や、所有者が亡くなっている場合は相続人等へ通知し、対応していただいている。



村上浩一 議員

質問1

議場におけるタブレット端末の導入について

①議員も理事者側もノート型パソコン「タブレット端末」を導入する事務の効率化を図る上で、必要と考えられる。費用対効果を上げると、カラー写真を含む・議案書作成費・各課局の事務連絡費・写真付き資料等々で年間、約330万円削減される。2年間使用すると元が取れ、手持ちのスマートフォン、カレンダーにも連動できる。

※議会・議員活動での活用・本会議・一般質問などにデータを利用・委員

会において総合計画・予算書・議案書・実施計画・設計など直ちに利用できる。総務常任委員会の報告では石垣市と、同じく交流のある北海道の稚内市議会でも早くから導入をして定例会、各種、常任委員会でも有効活用をされている。

目的は、「データベース化」でありペーパーレスは、副産物である。2018年8月から議会・行政同時にタブレットが導入された山形県朝日町、人口約6千人の町では、80万枚削減@1円、印刷製本費だけで、80万円のコストが、下がった。

(2019年12月)現在で、328議会が導入済、幸いにも、上板町では、小学校1年生〜中学3年生までが、タブレットを利用している。その安全性の高い環境を参考にし、同じような機器を利用して、上板町議会と理事者も、安価で、安全なタブレット端末の導入をもとめる。尚且つ傍聴者の聴覚障害者の方にも親切なモニターを設置する事。スマートフォン等の普及により録音、撮影の禁止を、徹底する為会議規則等を変更し議会事務局に傍聴者のスマートフォンを、すべて預ける事。傍聴者規定の強化をはかり違反者には、傍聴の停止等を3年〜5年と強化する事、等が必要になると思われるが

答 弁 廣澤総務課長

行政のデジタル技術の積極的活用は、近年大きな課題になっている。国においても各自自治体においては、自らが担う行政サービスについて、住民の利便

性を向上させるとともに、デジタル技術の活用により業務効率を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。議場におけるタブレット端末の導入については、必要なものと思われる。しかしながら、郡内等の導入状況を見てみると、一部でこれから導入が始まる初期の状態のため、どのように導入すると本町に適しているのか等情報収集・勉強を行い、十分検討してまいりたいと考える。



乾 崇 議員

質問1

新ごみ処理施設の事業計画について

①中央広域環境施設組合議会で議決された新ごみ処理施設建設費が当初想定額の2倍近い約73億円、運営委託費が20年間で99億円、合計172億円の債務負担行為について、上板町が賛成した理由（事業計画、投資額の妥当性）

答 弁 蔭山環境保全課長

建設費が38億円から73億円に増加した理由は、追加機械設備が2点で約4億円、地盤調査・改良工事、外構・排水設備等追加工事で約6億円、ウワライナ情勢や、コロナ、円安等の影響による資材・人件費の高騰で約25億円

増加。運営委託費は、人件費、用役費、維持修理費等を積算し年間4億9千5百万円は適正と判断。

再問 新ゴミ処理施設の建設・運営業務を民間に委託する方式だが、この事業計画を調べたら運営委託費20年間99億円については物価変動に依りて毎年改定が出来るようになっており、将来委託費の増加が懸念され経費の厳密な検証が必要であることを指摘しておく。答弁は不要

質問2
防災・減災対策について
①吉野川流域の治水対策として国交省が「吉野川流域治水対策プロジェクト」を策定しているが、上板町の対策内容は

答 弁 吉田企画防災課長
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策としてソフト事業に取り組み、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援や避難訓練への助言を行うための担当者会議を開催。

②上板町の吉野川流域の治水対策としてどのような対策を講じているか

答 弁 佐藤建設課長
吉野川流域の内水処理の要となる六條排水機場を、県営工事「農業水利施設長寿命化事業」として機能保全の整備を実施。

質問3

耕作放棄地対策について

①上板町が把握している町内の田畑の面積、耕作放棄地の面積は

答 弁 長濱産業課長

町内の農地面積約986ha、耕作放棄地約28ha、令和3年度調査。

②町が幹旋している田畑の貸し借りの幹旋面積は

答 弁 長濱産業課長

上板町が利用権設定により幹旋している面積約273ha。借り手の内、町内農業者約179ha、町外農業者約94ha。
③耕作中の田畑で、後継者がいないため将来遊休化が予想される面積は

答 弁 長濱産業課長

将来、農地の遊休化が懸念される区域は、山間部や山間部に近い地域が想定され、約18haを見込んでいる。

④町内専業農家で耕作面積を増やしたい農家はどの程度あるのか

答 弁 長濱産業課長

本町には認定農業者が60戸、1ha以上所有の農家が140戸あり、経営規模の拡大を計画している担い手に対して積極的に耕作可能な農地を幹旋して、耕作放棄地が出来る限り増えないよう推進する。



岩野角雄 議員

質問1

宅地開発等により新設された道路、いわゆる分譲地内にある道路（以下「私道等」という。）の町管理について

①他市町村は私道等を公共施設に帰属させ市町村で管理している。本町には80か所以上の分譲地があるが、どうしているのか

答 弁 佐藤建設課長

分譲地開発関係で町道認定しているものは11件である。

②分譲地内の私道等を町道又は町管理の道路とすることはできないのか

答 弁 佐藤建設課長

所有権が上板町に移転できないものは、町管理とすることは難しい。

③多くの市町村の中から上板町を選ばれ上板町へ来られて住民となり、町へ住民税を納められているので、区別せず、分譲地内の私道等も町で管理するべきだと思うが

答 弁 佐藤建設課長

所有権の移転が出来ない道路については、町道としての管理は難しいため、穴埋め等に使用する道路の補修材を年に数袋を支部へ支給し、対応していたでている。

質問2

介護給付費及び介護保険料について

①全国1571の市区町村と広域連合で65歳以上・第1号被保険者の介護保険料が7000円を超えるのは58か所しかない。上板町も7000円だが、これほど高い保険料としなければならぬのか

答 弁 廣野健康推進課長

高齢化率、重度認定率が高く、医療より介護サービスの利用がしやすいなど複合的な要因により給付費が高く

なっている。

②令和3年度に保険料が余り、3000万円を基金に積み立て、令和4年度も3000万円積み立てる予定である。これ程余るのであれば第1号被保険者の介護保険料を引き下げることはできるのではないかと

答 弁 廣野健康推進課長

令和6年度から令和8年度の介護保険料は、来年度策定する第9期介護保険事業計画で、給付実績、サービス見込量、給付費等の将来推計及び調査を行い、財政の均衡が保たれるよう保険料を決定するので、考慮したい。

また今後の保険料を抑えるため要支援、要介護に認定されないような町民の心と体の健康づくりを行うため、フレイル予防や100歳体操など積極的に活動していきたい。

質問3

行政サービス・福祉サービスの充実のための人材の確保について

①まちづくり計画においてサービスの量的、質的な充実を図るため、役場職員等に養成講座を開催し、人材の育成・確保に取り組むとあるが、人材の育成は進んでいるか
障がい者の雇用も推進するべきである

答 弁 廣澤総務課長

現在、職員の中には、ケアマネージャー1名、手話奉仕員0名、認知症サポーター61名、ゲートキーパー36名、防災士28名、普通救命講習修了者42名がいる。

職員の資格取得や各種講座・講習の受講を推進し、職員の人材育成に努め、行政サービス・福祉サービスの充実を図っていきたい。



柏木美治代 議員

質問1 耕作放棄地対策について

①土地の放置で周辺の農地に悪影響を及ぼしているが管理状況は

答 井 長濱産業課長

所有者に文書及び口頭で指導を行なっている。今後は周辺への影響を調査し他目的土地利用への転換も促していきたい。

②実態調査は

答 井 長濱産業課長

町内に約28ha。

③耕作放棄地再生事業の利用状況は

答 井 長濱産業課長

上板町の単独事業実績は、昨年度が3件今年度が1件で、それぞれ有効利用されている。

質問2

学童保育について

①夏休み中の昼食の提供を（石井町では給食センターで一食220円で実施）

答 井 高原民生児童課長

上板町が業務を委託している事業者との契約に含まれていないため、現状では難しい。今後の検討課題。

②学童保育の利用料が、非課税世帯のひとり親世帯は2分の1減免となっているがなぜ非課税世帯と限定するのか。ひとり親世帯全員に軽減を

答 井 高原民生児童課長

非課税世帯のひとり親世帯は約14件。ひとり親世帯全員を軽減対象とするには、予算等も必要なので検討していきたい。

質問3

入学支度金について

①ひとり親世帯の来年度の入学予定は、小学校7名、中学校12名という事だが入学支度金の支給を（石井町は3万円を支給している）

答 井 松田町長

本町においては実施の予定はない。他の自治体の状況を調査し検討したい。

質問4

インフルエンザ予防接種について

①高齢者インフルエンザ予防接種の補助の増額を。1600円の自己負担を減らしてほしい

答 井 廣野健康推進課長

インフルエンザ予防接種は県内広域化で実施しているため、自己負担についても1600円を統一している。

質問5

トイレの衛生備品の充実を

①学校の女子個室トイレに生理ナプキンの常備をしてほしい

答 井 坂東教育委員会事務局長

中学校では、女子トイレに常備している。小学校では保健室で配布を行っている。

②公共施設の男子トイレにサニタリーボックスの設置を。前立腺などの病気のため尿もれパッドや紙おむつを捨てるために必要

答 井 廣澤総務課長

外出を快適に過ごすため、まずは老人集会所と役場庁舎に設置したい。



青山紘一 議員

質問1

園児児童生徒の登下校時の安全対策は

①野生動物の目撃情報があった場合の対応は

答 井 坂東教育委員会事務局長

野生動物の目撃情報があった場合影響のある学区内の学校との情報共有で児童生徒への注意喚起、保護者へ一斉通知が可能となっている。

②イノシシなど野生動物との遭遇時の対応指導は

答 井 坂東教育委員会事務局長

イノシシなど野生動物との遭遇時の対応指導は県危機管理部の通知と啓発資料を元に野生動物との遭遇時の注意

行動を児童生徒に周知している。

③下校時の安全対策は

答 井 坂東教育委員会事務局長

在校中に目撃情報があった場合、遭遇時の対応指導で児童生徒へ注意喚起し、危険と判断される野生動物の場合は、災害時のマニュアルと同等の対応をする。

質問2

子ども降ろし忘れ事故防止について

①車で保育所・幼稚園へ子どもを送ったさいの降ろし忘れ事故防止策は

答 井 乾さくら保育所長

さくら保育所では、毎日事務室で各年齢の登所人数の確認を行っており、連絡のない子どもさんには保育所の方から連絡して確認を行っている。

答 井 坂東教育委員会事務局長

幼稚園では毎朝先生が出迎えて出席確認し登園時間に来ていない園児については保護者との連絡で出欠の確認を行い降ろし忘れ事故防止対策を行っている。

質問3

児童施設の信頼性点検について

①児童施設の信頼性点検実施の時期は

答 井 高原民生児童課長

各学童クラブ運営委員会に毎年秋ごろ事業の実施状況の確認をしている。

②児童施設の信頼性点検結果は

答 井 高原民生児童課長

各学童保育クラブにおいては支援員から児童等への不適切な対応についての事案はない。

質問4

上板町が設置管理の案内標識について

①町が設置管理の案内標識台帳整備は

答 井 廣澤総務課長

51力所の整備が終了。

②案内標識の定期点検実施は

答 井 廣澤総務課長

年内に早急に各課で実施する。

③案内標識デザイン変更と修理箇所は

答 井 廣澤総務課長

修理箇所は一カ所、図案や設置場所は年次の計画を立てて順次対応する。

質問5

鳥獣対策について

①上板町での有害鳥獣駆除数は

答 井 長濱産業課長

令和3年度駆除実績数はイノシシ94頭・シカ16頭・サル45頭・キツネ4匹・カラス50羽・ヒヨドリ68羽。

②継続的な有害鳥獣駆除は

答 井 長濱産業課長

有害鳥獣による農作物や住民生活環境への被害防止を図るため上板地区猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託している。

質問1

河川管理について

①鳶谷川の堆積土砂への対応。光源寺

北側及び上流の浚渫は

答 井 佐藤建設課長

宮川内谷川を始め、県管理河川の浚渫・雑木の伐採については、県へ要望を挙げさせて頂いている。本年度においては現在のところ光源寺北側付近の堆積土砂の浚渫が行われたが、上流部及び落差工より下流部についてはまだ未施工となっているので、その他の河川を含め引き続き県へ要望を挙げさせて頂く。

②県の河川パトロールについて

答 井 佐藤建設課長

県河川の河川パトロールについては河川管理者である県の方で、週に一回、吉野川庁舎管内の全河川のパトロールを行い確認を行っていると同っている。

質問2

水道事業について

①電磁流量計設置工事について

答 井 山口水道課長

上板町導水管流量計設置工事として8月29日指名競争入札に付し、契約工期の1月末までに完成する予定。

②水道料金改定と故障した電気計装装置の設計及び改良、老朽化した水道管について

答 井 山口水道課長

電気計装装置の一部故障については、前問で答弁した導水管流量計設置工事

により、代替に装置を設置することで解消する。電気計装装置の設計については、次年度予算に計上し、執行する計画。新規水源地の確保に伴うさく井調査、水道事業の経営変更認可及び申請書の作成も同時進行で来年度中に完了させ、令和6年度から3年計画で完了、完成させる事業計画としている。

上板町内の主要水道管路のうち、延長で半分以上が耐用年数40年経過した老朽水道管となっている。上板町の場合、電気計装装置の更新がまず必要となる。電気計装装置は水道供給における頭脳ともいえるべき自動制御システムなので、故障すると、長期に渡る町内断水が発生する可能性がある。電気計装装置の更新にあたり、費用はもとより、約3年の工期が必要であると見込まれる。そのため来年度は電気計装装置、新規水源地の設計及び水道事業の変更認可申請に軸足を置いて事業を執行し、老朽管の更新については、主要管路の耐震化と併せて、令和6年度から進めていきたいと考えている。

③断水事故が起きた際の対応について

答 井 山口水道課長

断水事故が上板町で起きた際の上板町サービスエリアなど大口水道使用者の対応については、町で導水管、送水管の破損による広域断水が発生した場合、台山の配水池に貯水された浄水が残っている間に徳島県の水道協会に連絡し、給水車を手配していただき対応することとなる。

質問1

大山野外活動センター跡地について

①過去において課外活動の一環として

キャンプ等で活用していた場所を再度、キャンプ場として整備できないか

答 井 廣澤総務課長

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、風通しがよい環境下でのレジャー活動に注目が集まるなか、昨今のキャンピングブームと相まって、キャンプ場の利用が高まっている。再度のキャンプ場の整備となると、一過性のものではないかという不確実性と問題点もある。第1に火の管理が重要になり、火災等が大いに懸念される。第2に十分な水の確保を行うことが非常に難しい。第3に交通事情の問題で道路は、道幅も狭く、不慣れな人の通行は難しい。平成14年8月に県より大山野外活動センターが閉鎖されたことを踏まえ、費用対効果等も十分検討する必要がある、土地の所有権者である神宅財産区との協議も必要である。

再問 観光拠点が乏しい町であるため新たな観光スポットとして活用できないのか

答 井 廣澤総務課長

自己完結型のようなキャンプを楽しむ



前田忠道 議員



坂東泰幸 議員

む方のみの利用とし、場所だけを提供
する形もある。跡地の利用については、
キャンプ場も含めそのほかにも活用で
きないか神宅財産区とも話し合うこと
を考えていく。

質問2

不登校児童生徒に対しての多様な学習 機会の確保について

①コロナ禍への影響やICTの普及に
より全国的に不登校の児童生徒が増
加傾向にある。本町はどのような状
況か

答 弁 坂東教育委員会事務局長

本町では、コロナ禍前後で目立った
不登校児童生徒の増減は確認されてい
ない。コロナ禍に関わらず不登校児童
生徒を増やすことの無いよう、スクー
ルカウンセラー等を活かしながら取り
組んでいく。

②不登校児童生徒においては学習機会
が奪われるため勉強等への遅れが生
じる。この対応はどのようにしてい
るのか

答 弁 坂東教育委員会事務局長

対策として、不登校児童生徒につい
ては適応指導教室（あいつ子学級）へ
の通級など学校以外の学習機会の提供
を図っている。また、GIGAスケー
ル構想で整備された端末を活用しハイ
フレックス型授業を実施している。学
校と家庭での学習が切れ目なく繋がる
新たな学びを実践している。

③あいつ子学級の活動状況と指導方針
はどのようなになっているのか

答 弁 坂東教育委員会事務局長

指導方針は、ひとりひとりの状況や
興味、関心にあわせて学習意欲や習慣
が身につくよう支援を行い集団生活へ
の適応力を高め、学校や家庭と連携し、
学校生活への復帰を目指している。活
動状況は、前年度196日開室し本年
度は、11月末で131日開室し月平均
5人が利用している。

④現在、民間等のフリースクールがあ
るが本町の不登校児童生徒は通所し
ているのか。通所しているのだから
ば支援はできないか

答 弁 坂東教育委員会事務局長

本町にはフリースクールは無く、町
外のフリースクールへの通所の確認は
ない。不登校児童生徒に対しては学校
としてできる限り通学に向けた支援を
した上でなお、フリースクールへの通
所を希望する児童生徒がいる場合は文
部科学省「不登校児童生徒への支援の
あり方について（通知）」令和元年10
月25日をもとに適切に対応していく。

編集後記

この度初めての試みとして、「広
報かみいた」に『議会だより』と
して議会報告を掲載することにな
り、12月定例会一般質問の内容を
各議員がそれぞれ作成いたしました。
現在の計画では定例会の内容
と議会活動状況を年6回報告する
予定です。

上板町議会広報編集特別委員会



町民懇談会開催（町民と議会議員）

この度、議会初めての試みで、町民皆様からの貴重なご意見を議会
運営に反映させることを目的として「町民懇談会」を開催いたします。
皆様のご参加をお待ちしています。



開催日時 令和5年2月18日（土曜日）
午後7時から（2時間程度）

場 所 上板町役場 2階 中央公民館 大会議室 他

テーマ 『上板町を元気にするには・・・!!』

※グループに分かれての意見交換を予定しています。

募集人数 30名程度

申込期限 令和5年2月13日（月）

※募集人数が上限に達した段階で受付を終了しますのでご注意ください。

☆新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止になる場合がありますのでご了承ください。

申込方法

議会事務局までお電話をいただくか、
上板町HPから申込をお願いします。

上板町HP → [くらしの情報](#) →

議会事務局 → [町民懇談会開催](#)
(町民と議会議員)



↑こちらからも
申込が可能です。

● お問い合わせ ● 上板町役場 議会事務局 ☎088-694-6815

申告納税相談のご案内

(所得税・住民税・国保税等)

期間 令和5年2月15日(水)～3月15日(水)
(土日祝日を除く)

時間 午前9時～午後4時30分

場所 上板町農村環境改善センター 農事研修室

申告が必要な方

- 1 令和5年1月1日現在、上板町に住所がある方で、前年中(令和4年1月1日～令和4年12月31日)に所得のあった方
- 2 給与所得者で次に該当する方
 - (1) 給与所得以外に営業、農業、不動産、年金等の所得があった方
 - (2) 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方
 - (3) 前年中に退職した方や一定の所に勤務していない方
- 3 上板町国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者
(前年中に所得がない場合でも申告が必要です。)
- 4 住宅借入金等特別控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする方

※相談日は大変混雑しますので、医療費の領収書や収支内訳書は必ず計算したものをご持参ください。計算ができていなければ、会場にてご自分で計算していただきます。

※令和元年分の確定申告受付から、申告書の提出方法が、書面提出からデータ提出へと変更になります。
これに伴い、利用者識別番号をお持ちでない方は、利用者識別番号の取得に時間をいただきますので、予めご了承ください。

※例年申告会場は大変混雑しますので、本年度も新型コロナウイルス感染症対策のため、申告受付は「3密」を避ける対応を行います。
多くの方が集まる状況为避免のため、電子申告や郵送による申告などをご検討いただき、感染拡大の防止にご理解ご協力をお願いします。
尚、申告会場は必ずマスク着用をお願いします。

申告納税相談に必要なもの

- 1 税務署より郵送された「確定申告のお知らせ」はがき(届いた方のみ)
- 2 収支計算に必要な書類、帳簿、記録簿、領収書
- 3 給与所得者、年金受給者については源泉徴収票(原本)
- 4 生命保険料、地震保険料等の支払証明書、社会保険料領収書、国民年金保険料控除証明書
- 5 医療費控除を受けられる方は「医療費控除の明細書」と「保険などで補填される金額の明細書」
- 6 還付申告の場合は、本人名義の口座番号(銀行名・支店名・預金種類・番号)
- 7 平成28年分以降の申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

申告時に「番号確認」と「身元確認」を行いますので以下の書類をお持ちください。

● **マイナンバーカードをお持ちの方は、**
マイナンバーカードの提示が必要です。

● **マイナンバーカードをお持ちでない方は、**
【番号確認書類】と【身元確認書類】の提示が必要です。

【番号確認書類】

マイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ

【身元確認書類】

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要です。

(控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者の本人確認書類は不要です。)

※代理人が申告する場合

申告者本人分の必要書類に加え、代理人の方の身分証明書の提示が必要です。

申告相談日程表

月日	曜日	支部名等
2月15日	水	全地区 年金のみの方
2月16日	木	全地区 年金のみの方
2月17日	金	大東 原東 原西1、2、3
2月20日	月	神宮寺1、2 大山町 大山畑 フルーツタウン神宅 殿宮 小柿1 小柿北
2月21日	火	中北 大南1、2、3 小柿団地 神宅団地 神宅 西金屋 学園橋
2月22日	水	川西1、2 川東1、2 滝ノ宮 青木・西分・横関・八坂各団地
2月24日	金	日吉 小路 古北村 地家 西高原 中筋 中筋第2 辻 大北村
2月27日	月	椎本全支部 神明 東光 馬道 馬道南 馬道南2 原淵 東光団地 君ノ木 藍生
2月28日	火	南瀬部 北瀬部 鳥屋 檜山 瀬部サントウン

月日	曜日	支部名等
3月1日	水	井内全支部 古田南 古田北
3月2日	木	新田全支部 新東 上六條 下六條全支部 高磯全支部
3月3日	金	佐藤塚全支部 第十新田 第十団地
3月6日	月	北高瀬 古町 瀬部 元原 元原第2 仁界 中須賀 鍛冶屋原南団地 居屋敷東
3月7日	火	柚木全支部 栗ノ木全支部 天王 石橋ノ上 泓ノ上 ファミリースポーツ
3月8日	水	引野全支部
3月9日	木	中東1、2 中西東 中西西 セリエタウン 山田 山田南 原 北 川原団地
3月10日	金	全地区特別な事由により上記期間中に申告できなかった方
3月13日	月	//
3月14日	火	//
3月15日	水	//

● お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎088-694-6807

確定申告会場への入場は「入場整理券」が必要です！

《所得税等の確定申告会場》

◇ 開設期間：2月16日(木)～3月15日(水)（土・日・祝日を除く。）

◇ 相談受付時間：午前8時30分～午後4時（相談開始は午前9時から）

※書類提出受付：午前8時30分～午後5時

※確定申告会場では、ご自身のスマートフォンを用いた申告書作成指導を行っています。
スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。

《入場整理券の入手方法は…》



オンラインで
事前発行

⇐友だち追加はこちらから！

又は



確定申告会場で
当日配布

➤ オンライン事前発行の方法は、①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加、②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択、③税務署や来場希望日時を選択、④内容を確認して「申込」をタップして完了、入場時に申込完了画面を提示すれば入場できます。

➤ 入場整理券の当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

※申告書等の提出のみであれば、入場整理券は不要です。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

※ご来場の際は、マスクの着用、検温及び手指消毒の実施にご協力をお願いします。

※37.5度以上の発熱が認められる場合などは、入場をお断りさせていただきます。



ご自宅から便利に確定申告

スマートフォンやパソコンで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセスすれば、画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます！

【ＩＣカードリーダー無しで e-Tax】

パソコンで申告される場合に、ＩＣカードリーダーをお持ちでなくてもパソコン画面に表示された２次元バーコードをスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、マイナンバーカードを使って e-Tax 送信できます。

この機会にマイナンバーカードの取得をお早めをお願いします。

申告書の作成・送信は、
国税庁ホームページで！

作成コーナー



【確定申告書等
作成コーナー】
はこちらから

保健師からののお知らせです



1 個別検診について

検診名	対象者	自己負担金	検診期間
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年に1回)	1,200円	令和5年3月31日まで (医院の診療時間内)
乳がん検診	40歳以上の女性(2年に1回)	1,500円	
胃内視鏡検診	50歳以上の方(2年に1回)	4,100円	

※胃内視鏡検診について
この胃がん検診で実施する
内視鏡検査では、鎮静剤を
使用できません。また、同
一年度に胃部エックス線検
査と併用はできません。

《検診場所》県内広域医療機関

《申込み》保健相談センター・保健師まで(☎088-694-3344)にてお問い合わせください。

2 救急車の正しいかかり方について

こんな時は救急車を
呼びましょう



- ① 15分以上続く突然の胸の痛み、圧迫感、重苦しさ、特に冷や汗を伴うようなもの
⇒心筋梗塞、狭心症などが疑われます！
- ② 突然、意識がなくなる
⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます！
- ③ 突然、手や足に麻痺がおこる
⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます！
- ④ 呼吸が苦しくなる
息を吸うごとにヒューヒュー音がしている
息を吐くときに大げさに肩を動かしている
意識がはっきりしない、など
- ⑤ 出血が止まらなくなる
傷口から血液が勢いよくふきだしている
血液が大量に流れ出している、など
- ⑥ 広い範囲のやけど
(例：体の表面積の15%以上)
- ⑦ 交通事故
⇒特にはねとばされたり、歩行ができない、意識がないなど
現場検証の前に119番通報
- ⑧ 心肺停止状態
心臓と呼吸が止まった状態で、
放置すれば死んでしまう。一刻を争う状態。
- ⑨ その他、いつもと様子が全く違う、
顔色が真っ青などの異常がある、など

救急車の呼び方

緊急を要する重症な状態の場合は、次の要領で通報してください。

- ① 119番にダイヤルする。
- ② 「火事ですか。救急ですか。」と尋ねられるので、「救急です」と告げる。
- ③ 救急車に来てもらう場所、患者の氏名、年齢、状態を伝える。
● マンションの場合はマンションの名前、○階、○号室
● 場所がわかりにくい場合は、目印となる建物や道路名など
- ④ 救急車を待っている間に次のものを用意する。
● 健康保険証 ● お金 ● 普段飲んでいるお薬
- ⑤ 救急車のサイレンが聞こえたら、場所を案内する人を出し、誘導する。
- ⑥ 救急車が到着したら、次のことを伝える。
● 救急車が到着するまでの容態変化
● 応急手当をした場合は、その内容
● 持病がある場合は、その病名、かかりつけ医

◆ 私のかかりつけ医 ◆

病 院 名	
電話番号	
診療時間	

*化学物質(タバコ・家庭用品)、医薬品、動植物の毒などによって急性中毒の事故が発生した場合には…

大阪中毒110番(365日 24時間対応)

☎072-727-2499 (情報提供：無料)

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 保健相談センター ☎088-694-3344

3 ヒートショックに注意しましょう！

『ヒートショック』とは？

温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動することによって、心筋梗塞や脳卒中などの血管の病気を引き起こす健康被害のことです。あたたかい部屋から寒い脱衣所や浴室へ移動したり、熱い湯船に入ることによって血圧が急変動し、失神や心筋梗塞、脳卒中を起こし、入浴中の溺死や急死につながる場合があります。冬の入浴時などは特に注意と予防が必要です。

ヒートショックを防ぐ6つのポイント

- (1) 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。(浴槽の蓋を開けておく など)
- (2) 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。
- (3) 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
- (4) 食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避けましょう。
- (5) 入浴前に、家族に声をかけてから入浴しましょう。
- (6) 高齢者や高血圧症の方は、一番風呂を避けましょう。



4 フレイル予防のための食生活を送りましょう！

“フレイル（虚弱）”とは、健康な状態から要介護へと移行する間の時期のことをいいます。フレイル予防には3つのポイントがあり、「食事（低栄養予防）」「運動（ロコモ^{*}予防）」「社会参加（認知症予防）」が言われています。若い方には過栄養による生活習慣病予防が大切ですが、高齢者では痩せすぎの方が要介護になりやすいので、低栄養予防が一番のフレイル予防となります。フレイルは日々の生活と密接に関係しており、自分でも気づかないうちに要介護状態に近づいていることがあります。これを機に生活習慣を見直して、フレイル予防に取り組んでみませんか？



※ロコモティブシンドローム：

運動器障害のために身体能力が低下した状態のこと。

～フレイルを防ぐための食事のポイント～

1日3食バランスよく食べる

食欲がない時は、
回数を分けて食べましょう。

不足しがちな栄養素を摂る

たんぱく質…肉・魚・卵・豆類
カルシウム…乳製品・小魚・海藻類
ビタミンD…魚・きのこ類

脱水予防を心がける

喉が渴いたと感じる前に、
こまめな水分補給を
行いましょう。

食べる力を整える

定期的な歯科検診を受け、
噛む力や飲み込む力の衰えを
予防しましょう。

ばっかり食べをしない

好きな物だけでなく、
様々な食品をバランスよく
食べましょう。

共食の機会をつくる

家族や友人と一緒に
食事することで、
社会との繋がりを持ちましょう。

2月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内容	担当
2/7	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士
3/7	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士

II 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
2/1	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	令和4年3月4月、令和4年9月10日生

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月日	受付時間	場所	内容	該当者
2/2	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和4年8月27日～令和4年12月2日生

3. のびのび子育て教室

月日	受付時間	場所	内容	該当者
2/10	9:50～10:00	保健相談センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・事故予防・予防接種について	令和4年8月28日～令和4年12月2日生

4. 3歳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
2/15	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	令和元年6月1日～令和元年8月31日生

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 保健相談センター ☎088-694-3344

令和5年 2・3月分
(2/1～3/10 まで)

在 宅 当 番 医

■ 担当時間 ■
平日 18:00～22:00
休日 9:00～22:00

市外局番は
(088)です。

2月	1(水)	福島内科	672-4970
	2(木)	新野医院	672-0571
	3(金)	近藤内科医院	672-5630
	4(土)	安芸内科	692-6111
	5(日)	近藤内科医院	672-5630
	6(月)	ファミリークリニックしんの	672-5148
	7(火)	みやざき内科診療所	672-6618
	8(水)	井内内科	694-5353
	9(木)	野田(泰)医院	694-2009
	10(金)	井上病院	672-1185
	11(土)	ファミリークリニックしんの	672-5148
	12(日)	みやざき内科診療所	672-6618
	13(月)	友成医院	694-5515
	14(火)	井関クリニック	637-6066
	15(水)	上板整形外科クリニック	637-6600
	16(木)	川原眼科	694-8388
	17(金)	浦田病院	699-2921
	18(土)	三愛内科	672-0176
	19(日)	友成医院	694-5515

2月	20(月)	芳川病院	699-5355
	21(火)	井上医院	699-8070
	22(水)	福島内科	672-4970
	23(木)	矢野医院	692-4411
	24(金)	春藤内科胃腸科	699-3777
	25(土)	新野医院	672-0571
	26(日)	井内内科	694-5353
	27(月)	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
	28(火)	かまだ眼科	678-8585
3月	1(水)	たかた整形外科・せぼねクリニック	698-8689
	2(木)	有住内科クリニック	698-8655
	3(金)	藤本クリニック	698-0303
	4(土)	近藤内科医院	672-5630
	5(日)	井関クリニック	637-6066
	6(月)	越智内科胃腸科	698-3111
	7(火)	吉野川病院	698-6111
	8(水)	浜病院	692-2317
	9(木)	新居内科	698-8808
	10(金)	田根内科胃腸科医院	698-0123

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234
稲次病院 692-5757
東徳島医療センター 672-1171

全日対応ですが、要確認
水曜日、土曜日は受診前に要確認
対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

こども
用

とくしまの小児救急医療体制

各医療機関
所在地

※受診される場合は、事前に確認し健康保険証・医療費助成の
受給者証をお持ちのうえご利用ください。



本ページの医療体制は変更されることがあります。
最新の情報は左記QRコードからご確認ください。
<https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2012081600367/>

高齢者向け スマホ教室を 開催します！

ガラケー利用者とスマホに興味のある方やスマホ初心者におすすめ！

高齢者のスマートフォン利用の促進、操作技術の向上を目指し、スマホ教室を開催します。ベテランのスマホアドバイザーが対応しますので、お気軽にお申し込みください。

スマホ教室内容：

スマホに触ってみよう編 電源の入れ方から説明します。

スマホ個別相談会：

現在、ご利用中のスマホでお困り事にお応えします。

- 各日1回目～3回目の講座は、こちらでご用意したスマホで操作していただきます。

4回目のスマホ個別相談会については、ご自身で持たれているスマホの相談をお受けしています。

※最大2講座の受講も可能です。

- ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、急遽中止させていただく場合があります。



開催日時

西分老人集会所	3月2日(木)	3月30日(木)
西老人集会所	3月9日(木)	
東老人集会所	3月16日(木)	
南老人集会所	3月23日(木)	

※各日	1回目	午前11時～午前12時
	2回目	午後1時～午後2時
	3回目	午後2時30分～午後3時30分
	4回目	(スマホ個別相談会) 午後4時～午後4時45分

定員 各回3名 参加費 無料

先着順・事前予約制
予約申込期限：実施日の1週間前まで

●お申し込み・お問い合わせ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

中学校で初開催！認知症サポーター養成講座開催！！

上板町では、平成30年から認知症サポーター養成講座を開催していましたが、小さい頃から「認知症という病気」を正しく理解することが必要であると考え、11月には松島小学校で31名の「認知症キッズサポーター」を養成しました。

この度、上板中学校でも「認知症サポーター養成講座」を開催し、1年生88名が新たに「認知症サポーター」に加わりました。

認知症は、誰でもなる可能性のある病気です。いつ、身近な人が認知症になるかわかりません。地域で、「あたたかい目で見守ること」が大切です。認知症の人が困っている様子を見かけたら、「なにかお手伝いをすることはありませんか？」と声をかけてみてください。



令和4年12月21日開催

●お問い合わせ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

要介護認定を受けている65歳以上の皆様とそのご家族へ

65歳以上で要介護認定を受けている方やその扶養者に、確定申告・住民税の申告の際に障害者控除を受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

障害者控除の適用を受けられるのは、要介護認定者本人または、要介護認定者を扶養している方です。

1. 認定及び交付対象者

- (1) 令和4年12月31日現在、65歳以上で上板町の要介護認定をうけている方
(要支援1、2の方は該当しません。)
- (2) 要介護認定審査時の「主治医意見書」または「認定調査票」の「認知症・障害高齢者の日常生活自立度」欄に一定以上の記載があること
(要介護1以上であっても交付対象にならない場合があります。)

2. 認定書申請手続き

本人または親族が「障害者控除対象者認定申請書」を健康推進課まで提出して下さい。
(申請書は健康推進課にあります。)

3. 申請手続きに必要な物

- (1) 対象者の介護保険被保険者証
- (2) 親族が申請する場合は本人確認ができる物

4. 申請の必要がない場合

- (1) すでに同程度の障害区分に該当する障害者手帳等をお持ちの場合
(手帳で障害者控除を受けられます。)
- (2) 本人または扶養者が所得税・住民税のいずれも非課税の場合



●お問い合わせ●

上板町役場 健康推進課
☎088-694-6810

大型ごみの「ふれあい回収」について

上板町では、環境保全・地域福祉施策として**大型ごみの「ふれあい回収」**を実施しています。

■「ふれあい回収」とは

現在、高齢化社会への移行と住宅事情の変化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障害者で、大型ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な方々が増えてきています。

上板町では、大型ごみの回収は原則として「リサイクルセンター等」で決められた日時に行っていますが、自らが上記場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収しに行くサービスを実施します。

■対象品目

下記の6品目を除く家庭で不要となった大型ごみ
テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコン

※個別の品目については、家庭ごみ分別マニュアルを参照してください。

■対象世帯

次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である者

- ①70歳以上のみの世帯
- ②心身に障害のある方が同居している世帯
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5が対象となります。)

■申し込み方法

- ①申込書に必要事項を記入し、役場環境保全課に提出する。
 - ②役場環境保全課窓口で直接申し込む。
 - ③役場環境保全課に電話で申し込む。
- ※申込書は、役場環境保全課窓口に備え付けてあります。



■引取日時

日程調整を行い決定します。

■注意事項

- ①大型ごみ1品について、大型ごみシールが1枚必要です。10枚セット1,000円で環境保全課で販売していますので、事前にお買い求めください。
- ②引き取り時は、必ず在宅してしてください。留守の場合は引き取りできません。
- ③大型ごみは、申込世帯の方で玄関先まで出しておいてください。都合により搬出できない場合は、職員が持ち出す時に立ち会ってください。
- ④引き取りするごみは大型ごみだけとさせていただきます。(家庭ごみ、資源ごみの回収はいたしません。)
- ⑤荒天時は、引き取りの日時を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ⑥対象世帯が、年度内に申込みできる回数は1回までとし、1回の申込みで引取りできる大型ごみの数は20品までとさせていただきます。

※その他不明な点につきましては、

上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813 FAX 088-694-5903 にお問い合わせください。

野外焼却は 禁止

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、廃棄物の焼却は原則禁止されています。しかし、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却は、例外規定があります。

焼却禁止の例外

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例 どんど焼きやお焚き上げにおける不用となったお守りや人形等の焼却。
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例 農業者が行う稲わらの焼却。あぜ道や用排水路を除草した刈草の焼却。
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例 落ち葉のたき火。キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却。

注意事項

- ▼政令で定める焼却（焼却禁止の例外）を行う場合は、風向き、焼却量、時間帯、場所を考慮し、消火するまでその場を離れないでください。周辺地域の生活環境に影響（煙害、健康被害）が生じている場合は、焼却を中止していただくことがあります。
- ▼⑤の軽微なものとは、迷惑とならない程度のものであります。苦情が発生した場合は、軽微なものとして認められません。生ごみ、プラスチック、ビニール等の廃棄物を混ぜての焼却は、絶対にしないでください。 例外規定に該当しません。

マイナンバーカード交付の 休日窓口を開設します！

マイナンバーカードを申請し、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」（ハガキ）が届いた方で希望する方に対し、マイナンバーカードの休日交付を行います。
ご希望の方は、事前に**必ずご予約**をお取りください。
ホームページにも詳細について掲載しております。

●開設日時（事前予約制）

令和5年2月12日（日） 9時15分～
2月26日（日） 9時15分～

※5人以上集まらない場合は、日時の変更をいたしますので、あらかじめご了承ください。

●場所 上板町役場 住民人権課

●お問い合わせ（事前予約制）

上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809



マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの 申請期限が令和5年2月末まで延長になりました！

申請してからカードができるまでに1か月程度かかりますのでお早めにお申し込みください。

●お問い合わせ● マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

国民年金保険料の「2年前納」制度を利用すると 2年間で15,000円程度の割引になります。

支払い方法によって割引額が変わります。

(1) 口座振替の場合

申出書に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局含む）の窓口、または年金事務所へご提出ください。

申込期限：毎年2月末まで

(2) クレジットカードの場合

申出書に必要事項を記入の上、年金事務所へご提出ください。

申込期限：毎年2月末まで

申出書の様式は、HP「国民年金関係届書・申請書一覧」からダウンロードできます。

(3) 現金の場合

年金事務所にお申し出ください。申出書を送ります。

申出書は**3月末まで**に年金事務所にご提出ください。

●お問い合わせ●

徳島北年金事務所 ☎088-655-0200
上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和5年2月は次のとおり予定しています。

■開催場所 上板町中央公民館（役場2階）第1会議室

■開催日時 令和5年2月16日（木）

午後1時30分～午後4時

※新型コロナウイルス感染症拡大により中止になる可能性があります。

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方方法務局常設相談所で、インターネットでの書き込みや新型コロナウイルス感染症に関する事など、様々な相談を受け付けております。

○人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室
☎088-664-1370

徳島市東沖洲2-14

沖洲マリナターミナルビル内 あいぽーと徳島

○徳島地方方法務局常設相談所

徳島地方方法務局人権擁護課

徳島市徳島町城内6番地6 徳島合同庁舎6階
相談時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

電話による相談

●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル 0570-0003-110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル 0120-007-110

●女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル 0570-070-810

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

生理用品 の提供

「コロナに負けない！女性つながりサポート事業」の一環として、生理用品の提供を実施しています。

本事業は「つながり支援ピサポ」とくしま」として、徳島県が委託している「特定非営利活動法人徳島の女性を元気にする会」と連携し実施するものです。

■提供窓口

住民人権課

■提供の条件

・女性1人につき1パック（なくなり次第終了となります）
・男性の方にはお渡しできません

■提供方法

ピサポーターが配布しているカードをご提示いただくか、提供窓口（設置しているリーフレットを指さして合図をしてください）。

可能な限り女性職員からお渡しします（書類申請等は不要です。名前、住所等の個人情報は行いません）。

●お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

2月は 固定資産税(4期)、国民健康保険税(8期)、後期高齢者医療保険料(第7期)及び介護保険料(第6期)の納付月です。

納付期限は2月28日(火曜日)です。

納付期限内にお納めくださいますようお願いいたします。

口座振替の方は、2月28日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

・口座振替を希望される方

納付書と通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

・取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

● お問い合わせ ●

町 税(固定資産税、国民健康保険税)

上板町役場 税務課

☎088-694-6807

保険料(後期高齢者医療保険料、介護保険料)

上板町役場 健康推進課

☎088-694-6810

上板町消費生活相談窓口 からのお知らせ

マイナンバー制度を利用した詐欺に注意!

マイナンバーカードの普及に伴う不審な電話や訪問にご注意ください。

事例

- お金を支給するので、振込先の口座番号を教えてください。
- マイナンバーの通知カードの確認をしますのでカードに書かれている12桁の番号を教えてください。
- マイナンバーカードの手続きは必ず行わなければなりません。手続き代行しますので手数料いただきます。
- 総務省から「マイナンバーカード確認のお知らせ」という件名で「マイナンバー制度が確定したので記載のURLにてご確認ください」などと書かれたメールが送られてきた。

電話や訪問でマイナンバーを確認したりカードを預かることは出来ません。

※対応中の場合もありますので、来庁前にお電話にてご連絡ください。



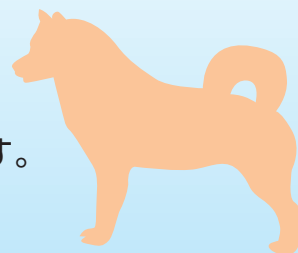
上板町消費生活相談窓口 ☎088-694-6816 秘密厳守・相談無料 受付 平日9:00~12:00 13:00~16:30(土・日・祝・年末年始を除く)

野良犬に餌だけあげる方々へ

ちょっと待ってください!!

- * 餌を与えるだけでは不幸な子犬を増やしてしまいます。
- * 子犬を守る親犬が人を追いかける苦情がでています。
- * 餌を求め人を追いかける苦情がでています。
- * 飼い犬も追いかけるので、犬の散歩で通れない苦情がでています。

餌は決して与えないで下さい。



● お問い合わせ ●

徳島県動物愛護管理センター

☎088-636-6122

とくしま上板熱中小学校 第13期前期受講生募集中!

全国22校のネットワークを有する“大人の社会塾”熱中小学校では、全国の経営者、大学教授、デザイナー、職人など様々な分野のスペシャリストから構成される豪華な教諭陣による多岐に渡る講義を開催するとともに、各種の課外活動を通じて、地域に根差した新たな学びと実践の場を提供しています。世代を問わず、新しい仲間の応募をお待ちしています。



■日 程 令和5年 4/22、6/10、7/15、8/12、9/9 [8/12は熱中連として阿波踊りに参加]

■場 所 上板町技の館 2 階 (上板町泉谷原東32-4)

■授 業 料 5,000円 (各種課外活動の材料費別、75分×2コマの授業を4回開催予定)

■申込窓口 技の館: ☎088-694-7766 / FAX 088-694-7767

Email: ai@wazanoyakata.com

ホームページ (www.necchu-kamiita.com) から入学申込可能です。

ご不明な点あれば、上記、技の館まで、ご連絡ください。



上板熱中
ホームページ

2月のこども食堂 開催のお知らせ

2月12日(日)10時~14時に出張上板なかよしこども食堂を開催いたします。

今回の開催場所は、技の館です。

(上板町泉谷原東32-4)

子ども食堂は、地域の子供から高齢者まで、誰もが仲良く楽しく集い、安心して暮らせる町づくりを目的として活動しています。

食事の他に色々な遊びやゲームも用意しています。子供から大人まで、どなたでも参加できますので、是非、お越しください。参加をご希望する方は、下記、技の館まで、電話で事前申込をお願いいたします。

こども 無料
大人 300円



● お問い合わせ ● ☎088-637-6555 (技の館)

プリザーブドフラワーで コサージュを作ませんか?

上品に華やかさを添えるワンポイントアイテムであるコサージュは、卒業式、入学式のマストアイテム。

プリザーブドフラワーで、1点物のハンドメイドのコサージュを作ってみませんか。

ギフトにも最適です。

■日 時

令和5年2月22日(水) 午後1時30分~

■場 所

馬道会館 ☎088-694-4868
上板町西分字原淵18番地2

■申し込み締め切り

令和5年2月17日(金)
午後5時まで

■材料代

2,000円



令和4年度 放課後児童クラブ利用料軽減のお知らせ

次の事由に該当される児童の放課後児童クラブ利用料は、軽減されます。軽減希望の場合は申請書にご記入のうえ、必要書類を揃えて上板町役場民生児童課へ提出してください。

①対象児童

上板町内の放課後児童クラブ利用者で、生活保護世帯の児童または非課税世帯でひとり親家庭の児童（基準は令和3年度町民税）

②対象月

令和4年4月分～令和5年3月分の利用料

③軽減内容

- 生活保護世帯の児童……………利用料全額
- 非課税世帯のひとり親家庭の児童……………利用料の1/2（利用料には、おやつ代及び実費徴収分は含まれません。）

④申請方法

対象と思われる保護者は、申請書に記入し次の書類を添付して、直接役場民生児童課へ提出してください。

- 利用料領収印のある集金袋

- 申請者（保護者）の通帳の見開き部分の写し（金融機関名、口座番号、カナ氏名のわかる部分）
- ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している場合は証書番号のわかる部分の写し
- 保護者の方（父、母）が令和3年1月1日現在、上板町に転入されていなかった場合は、令和3年度課税証明書が必要になります。

⑤申請期限

令和4年4月分～令和5年3月分の利用料軽減申請は、令和5年5月31日(水)まで随時受付しています。

※ただし、会計の都合上、出来る限り令和5年4月末までに申請願います。

また、補助金の関係上、令和5年2月利用分までで令和5年3月末までに申請いただけますと幸いです。

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内

【金利】 年1.95% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円（所得132万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方」は年1.55%（令和4年11月1日現在）

【ご返済期間】 18年以内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保証】（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）



詳しくは、HP（「国の教育ローン」で検索）または

教育ローンコールセンター【☎0570-008656（ナビダイヤル）または☎（03）5321-8656】までお問い合わせください。

ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。

どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。



『あい』のご利用案内

★場所 上板町ふれあいセンター2階
上板町役場より西へ300メートル 上板町商工会西隣

★受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝休み）
※平日の利用が難しい方には
毎月第4土曜日19:00～21:00（要予約）
で相談を受け付けております。

★電話番号 ☎088-637-6006

★相談は無料です。秘密は厳守します。
匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

学校給食センター



先が見通せるのはいいいけれど…料理の先は？

徳島県はれんこんの産地です。県道12号線を走っていると、鳴門市から板野町あたりまでれんこん畑を見ることができます。おせち料理にも欠かせないれんこん。今の季節、いただくこともあります。煮物やきんぴらなど、料理がマンネリになりがちではありませんか？時々給食で提供している「マーボーれんこん」を紹介します。いつもの料理に飽きたら一度試してみたいはいかがでしょうか。

● お問い合わせ ●

上板町学校給食センター
☎088-694-2279



<4人分>

豚ひき肉 …… 150g
葉ねぎ …… 20g
酒 …… 小さじ2
おろししょうが …… 適量
油 …… 適量
にんじん …… 80g
たまねぎ …… 80g
れんこん …… 200g
干しいたけ …… 2g

むき枝豆 …… 20g

(調味料)

水 …… 大さじ3
トウバンジャン …… お好みで
中華スープの素 …… 小さじ1/2
上白糖 …… 大さじ1
濃口しょうゆ …… 大さじ1と1/3
米酢 …… 小さじ1/2
片栗粉 …… 適量



<作り方>

- ① にんじんとたまねぎ、戻した干しいたけは荒みじん切りにします。
- ② れんこんは5mm程度のいちょう切りにし、下ゆでしておきます。
- ③ 豚ひき肉をねぎとしょうが、酒をふりかけて炒め、①も加えてさらに炒めます。
- ④ ②と調味料を加えしばらく弱火で味をなじませたら枝豆を加えとろみをつけます。

上板町学校給食用物資納入業者の募集について

上板町では学校給食センターで使用する学校給食用物資の納入業者を募集いたします。募集の様式等につきましては、上板町のホームページよりダウンロードしてください。

● お問い合わせ ● 上板町学校給食センター 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250番地4 ☎088-694-2279

●●● 水道料金改定のお知らせ ●●●

上板町では平成4年以来、現行料金体系を維持してきましたが、水道施設の老朽化対策や施設の更新・耐震化等の事業に必要な費用を賄うなど、将来に向けて安全な水道水の供給を安定的に行うため、下表のとおり水道料金を改定させていただくこととなりました。なお、メーター使用料は変更ありません。

※消費税別

基本料金(10m ³ まで)+メーター使用料		超過料金(1m ³ につき)	
現行	改定	現行	改定
1,000円+メーター使用料	1,500円+メーター使用料	130円	180円

詳しくは、直接上板町役場水道課にお問い合わせいただくか、上板町ホームページ「水道料金改定のお知らせ」、「料金改定Q&A」をご覧ください。



料金改定のお知らせ



料金改定のQ&A

● お問い合わせ ● 上板町役場 水道課 ☎088-694-6817

水道課からのお知らせ！

※宅内漏水にご注意ください！

宅内漏水の見つけ方

次のようにしていただきますと、水漏れがわかります。

- ①家中の蛇口を全て閉めましょう。
- ②メーターボックスのフタを開けてメーターを見ます。

銀色か赤色の星のような形のもの(パイロット)を確認しましょう。

- ③パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。

漏水が見つかったときは、個人負担で早急に修理してください。

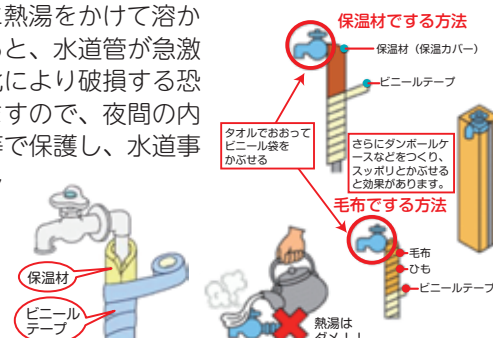


パイロット

凍結防止について

これからは、寒さが一層厳しくなり、給水栓及び立ち上がり管は、凍結する恐れがあります。

凍結管に熱湯をかけて溶かそうとすると、水道管が急激な温度変化により破損する恐れがありますので、夜間の内に防寒布等で保護し、水道事故を予防しましょう。



● お問い合わせ ● 上板町役場 水道課 ☎088-694-6817



令和5年

二十歳を祝う会を開催しました



★ Happy Birthday! ★
★お誕生おめでとう(令和4年12月)★

川 人 広 基	沙 織	魁 叶	かいと	男の子(鍛冶屋原)
筒 井 幸 太	由加里	凧	なぎ	男の子(神宅)
岩 瀬 雄 太	由梨絵	結 彩	ゆあ	女の子(西分)
森 口 卓	由 美	朔	さく	男の子(引野)
高 橋 祐一郎	葵	楓莉那	かりな	女の子(七條)
吉 尾 章 智	由 華	美 玲	みれい	女の子(引野)
尾 関 真	沙 織	凧 冬	りと	男の子(西分)
西 川 優	誓 子	和 寿	かずよし	男の子(椎本)
		和 那	かずな	女の子

●お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

●お問い合わせ● 上板町役場 教育委員会 ☎088-694-6814

畳製作一級技能士のいる店 **UEI A** 徳島県マスコット・すま君1140号 やわらすだちくん

植田畳店 畳のことならまかせて

家具移動**無料** 見積り**無料** 遠くでもOK!! 女性スタッフ同行可能

0120-350-193 上板町神宅 ☎088-694-2585
https://www.uetatatami.com

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染予防のため来庁前には検温し、マスクを着用しご来場ください。

■開設日 2月15日(水)
■開設時間 午後1時30分～午後3時30分
■開設場所 上板町老人福祉センター

●お問い合わせ● ☎088-694-6155